

大切な手続きです

改正NPO法説明会と交流会

2017年10月25日(水) 13:30～15:30

伊丹市立労働福祉会館・スワンホール第1会議室
伊丹市昆陽池2-1

定員40名

無料

全ての法人に必要

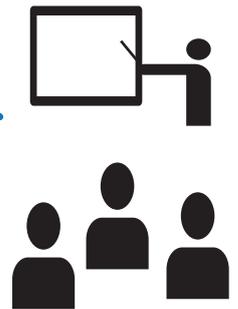
3月決算の団体は来年の総会で定款変更が必要になります

5つの改正概要

- ①事業報告書等の備え置き期間が5年に延長になります
- ②資産総額の登記は不要、貸借対照表の公告が必要になります
- ③NPO法人設立や定款変更にかかる縦覧期間が短縮になります
(兵庫県は国家戦略特区の特例により2週間)
- ④仮認定NPO法人の名称が特例認定NPO法人にかわります
- ⑤認定・特例認定NPO法人の海外送金等の書類が事後提出になります

講師：兵庫県企画県民部県民生活局県民生活課

兵庫県の担当職員
の説明です



▶▶ 説明会後に交流会を行います！

名刺や活動パンフレットなどをお持ちください！

お申込み・お問合せ 伊丹市立市民まちづくりプラザ

TEL：072-780-1234 FAX：072-785-0234 E-mail：icm-puraza@hcc6.bai.ne.jp
〒664-0015 伊丹市昆陽池2-1 スワンホール2F (受付時間/火～日曜日 10:00～20:00 定休日/月曜日 祝日の場合は翌日)

申込書

お申込み〆切日：10月24日(火)

団体名	お名前 (参加者全員のお名前をご記入ください)	参加人数 人
電話	E-mail	

この申込書に記入された個人情報は、講座運営に関する連絡のみを目的に使用します。